

生活保護法及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立
の支援に関する法律による

指 定 施 術 機 関 の 手 引 き

令和5年8月

堺市健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

目 次

第1 生活保護法のあらまし	P.2
1 生活保護制度とは	
2 生活保護の種類	
3 保護の実施機関	
4 指定施術機関	
第2 中国残留邦人等に対する支援給付金制度のあらまし	P.4
第3 医療扶助の申請から決定まで	P.5
1 医療扶助の申請	
2 医療の要否の確認	
3 意見書の提出	
4 医療扶助の決定	
5 施術券の発行	
6 給付方針	
7 費用	
8 請求方法	
9 施術報酬の支払い	
10 医療扶助（施術）事務手続の流れ	
第4 施術機関の指定	P.8
1 指定の事務手続	
2 指定申請添付書類	
3 指定基準	
4 指定年月日	
5 指定の通知	
6 指定施術機関に変更が生じた場合の届出事項	
第5 指定施術機関の義務	P.12
1 医療担当について	
2 施術報酬について	
3 指導等について	
4 届出について	
5 標示について	
第6 指定施術機関に対する指導及び検査	P.13
1 指導について	
2 検査について	
第7 関係法令条文	P.15
1 生活保護法（抜粋）	
2 生活保護法施行規則（抜粋）	
3 指定医療機関医療担当規定	
第8 関係機関一覧	P.26

第1 生活保護法のあらまし

1 生活保護制度とは

生活保護法制度は、憲法第25条に規定する理念にもとづき、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

このような目的を達成するため、生活保護法（昭和25年法律第144号）は次のような基本原理・原則を規定しています。

基本原理・原則		説 明 (法：生活保護法)
基本原則	国家責任による最低生活保障の原理 (法第1条)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国がすべての国民生活に対し、その最低限度の生活を保障し、自立を助長します。
	無差別平等の原理 (法第2条)	すべての国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができます。
	最低生活保障の原理 (法第3条)	法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければなりません。
	補足性の原理 (法第4条)	法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。
基本原則	申請保護の原則 (法第7条)	法による保護は、要保護者、その扶養義務者、または、その他の同居の親族の申請にもとづいて、申請日以降から開始されます。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。
	基準及び程度の原則 (法第8条)	法による保護の基準は厚生労働大臣が定めます。その基準は、要保護者の年齢、性別、世帯構成別、所在地域などの基準に応じて、必要な事情を考慮して定められています。
	必要即応の原則 (法第9条)	法による保護の決定及び実施については、要保護者の年齢、性別、健康状態等その個人または世帯の実際の必要性を考慮した上で、有効かつ適切に行われます。
	世帯単位の原則 (法第10条)	法による保護の要否及び程度は、世帯を単位として定めます。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定められる場合があります。

2 生活保護の種類

生活保護は、その内容によって、8種類の扶助に分けられています。

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類です。

それぞれの扶助は、要保護者の必要に応じて単給又は併給として行われます。

次に保護の方法としては、金銭給付と現物給付の別があり、生活、教育、住宅、出産、生業及び葬祭の各扶助は金銭給付を原則としています。医療扶助、介護扶助については、給付の性質上若干の例を除いて現物給付を原則としています。

3 保護の実施機関

保護は、都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が保護の実施機関として、その所管区域に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し実施する義務を負っています。

本市においては、市長が有する保護の決定実施に関する事務を保健福祉総合センター所長に委任しています。

4 指定施術機関

指定施術機関とは、生活保護法による医療扶助のための施術を担当する機関（施術者）をいい、都道府県知事、政令指定都市市長及び中核市市長が指定します。

なお、医療扶助のための現物給付を担当する機関として指定医療機関、指定助産機関及び指定施術機関の他に医療保護施設などがあります。

第2 中国残留邦人等に対する支援給付金制度のあらまし

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づき、中国残留邦人等に対する支援策が平成20年4月より施行されました。この支援策は老齢基礎年金の満額支給及び老齢年金支給額を補完する支援給付を大きな柱としています。

1 趣旨

支援給付は、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として設けられたものであり、その内容は基本的には「生活保護制度」の列によるものとしています。

2 対象者

支援給付の対象者は、次のとおりです。

- (1) 中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方
- (2) 支援給付を受けている中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- (3) 支援給付に係る改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際現に生活保護を受けていた方

3 基準

支援給付の基準額は生活保護法の最低生活費基準額と同一です。

4 実施機関・実施責任

実施機関・実施責任は健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課（中国残留邦人支援担当）です。各区の保健福祉総合センターでは事務を取り扱っておりませんので、ご注意ください。

5 医療支援給付

(1) 医療支援給付の概要

医療支援給付の範囲や診療方針及び診療報酬等については、基本的に医療扶助の取扱いに準じるものであり、被用者保険や他法他施策により医療の給付がなされる場合を除き、医療費の全額が医療支援給付の対象となります。

(2) 医療支援給付の給付手続き

日本語が不自由であるなど中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、本人の負担軽減を図るため、給付可否意見書（以下「意見書」という。）の送付及び提出、施術券の発行など必要な事務手続きは、実施機関と施術機関の間で直接やりとりを行うこととします。

この場合、患者本人は**施術機関に施術報酬請求明細書（施術券）を持参しません**。そのため患者本人は実施機関が発行する、支援給付受給中の中国残留邦人等であることが確認できる「**本人確認証**」を施術機関の窓口で提示することとしています。

※発行する意見書及び施術券様式は生活保護法に基づくものとは異なります。

第3 医療扶助の申請から決定まで

医療扶助（施術）が申請されてから決定されるまでの一般的な事務手続きについて、簡単に説明します。

1 医療扶助の申請

医療扶助を受けようとする者は、保健福祉総合センター所長に対して保護の申請をする必要があります。

しかし、急迫した状況にある場合は、例外として保護の申請がなくても、職権により保護が行われることがあります。

医療扶助の申請は、原則として被保護者本人が保護申請書又は保護変更申請書（傷病届）（以下「傷病届」という。）を提出して行います。

2 医療の要否の確認

保護の申請を受けた保健福祉総合センター所長は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断する資料にするため、意見書の用紙を申請者に交付し、指定施術機関・指定医療機関において所要事項の記入を受け、施術の要否を確認します。

保健福祉総合センターは意見書の記載内容を基に給付の要否を決定し、施術を必要と認められた場合に施術券を発行します。

なお、施術の給付を行うにあたり、医師の同意が必要なものは以下の表を参考にしてください。

	柔道整復	あんま・マッサージ	はり・きゅう
医師の同意	必要 ただし、打撲又は捻挫の患部への手当、脱臼又は骨折の患部への応急手当については、医師の同意は不要	必要	必要
同意の確認方法	意見書の医師同意欄による	同意書又は医師の診断書による	同意書又は医師の診断書による
給付要否意見書の医師同意欄の記載方法	施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地及び同意年月日を記載したもので可（この場合の前提としては、施術者が医師から同意を得た旨が施術録に記載されていること）		
同一疾病における医療との重複	不可	医療機関にて医療上のマッサージを受ける日は算定不可。	不可
承認期間	継続は第4月以降3ヶ月を経過することに要否を十分に検討する	継続は第7月以降6ヶ月を経過することに要否を十分に検討する	

3 意見書の提出

意見書は、被保護者が医療扶助の決定を受けようとする場合に必要とする大切な資料となるので、下記事項に注意しながら、できるだけわかりやすく、かつ正確に記入のうえ、速やかに実施機関に提出してください。内容に不備等があれば、返送のうえ訂正を求めることがありますので、記入の際は十分ご確認ください。

(1) 傷病名・部位

療養費の支給基準に該当する施術が必要な傷病であるか、十分に精査を行ってください。
傷病名によっては施術の必要性が判断できない場合があります。

(判断できない傷病名の例) 糖尿病、統合失調症、アレルギーなど

また、柔道整復については、被保護者が負傷した部位であるか確認してください。

(2) 見込期間・回数

施術の必要性に応じたものになっているか、十分に精査を行ってください。

(3) 往療の必要性

療養費の支給基準（歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない事由）に即した必要性がなければ、認められません。

最低限度の生活保障の観点から、往療料の加算を要するような遠方からの往療は原則、認められません。そのため、特別な理由が認められない場合は、被保護者に対して近隣の施術所へ転院指導を行うことがあります。

4 医療扶助の決定

保健福祉総合センター所長は、意見書に基づき、被保護者の状況を確認したうえで、嘱託医の審査を経て医療扶助の決定を行います。

5 施術券の発行

医療扶助が決定されたときは、その必要とする施術の種類に応じて施術券が発行されます。施術券は暦月を単位として発行され、有効期間が記載されていますので、これを確認のうえ、施術にあってください。

また、施術券により医療扶助を受けている者が承認期間後も引き続き施術を必要とするときは、再度被保護者の申出により意見書（施術）が発行され、医療扶助継続の要否について確認のうえ、施術券が発行されます。

施術券については、保健福祉総合センターから送付します。

6 給付方針

必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとし、施術期間は、意見書に期間の記載があるときはその期間内とします。

柔道整復は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫を対象とします。

また、あん摩・マッサージは、あん摩・マッサージの施術を受けようとする患者の症状が投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められます。筋麻痺、片麻痺に代表されるように、麻痺の緩和措置としての手技、あるいは、関節拘縮や筋萎縮が起こっているところに、その制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする医療マッサージを対象とします。従って、単なる肩こりなどの疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のマッサージ等は給付対象にはなりません。

はり・きゅうについては、指定医療機関による医療の給付を受けても所期の治療効果が得られないもの、又は今まで受けた治療の経過からみて治療効果があらわれていないと判断されるもの（神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症等）を対象としますが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病に係る施術は、給付の対象とはなりません。

7 費用

施術に係る費用は、療養費の支給基準額以内の額とし、細目については、国民健康保険の例によることとします。療養費における支給基準の改定等が実施された場合は、本市から通知はしませんが、生活保護法による施術報酬についても改定後の基準を準用してください。

8 請求方法

協定団体に所属する指定施術機関については、団体を通じての請求となりますので、施術報酬請求明細書（施術券）を所属団体に送付してください。

それ以外の指定施術機関については、施術報酬請求明細書（施術券）を、生活援護管理課まで提出してください。

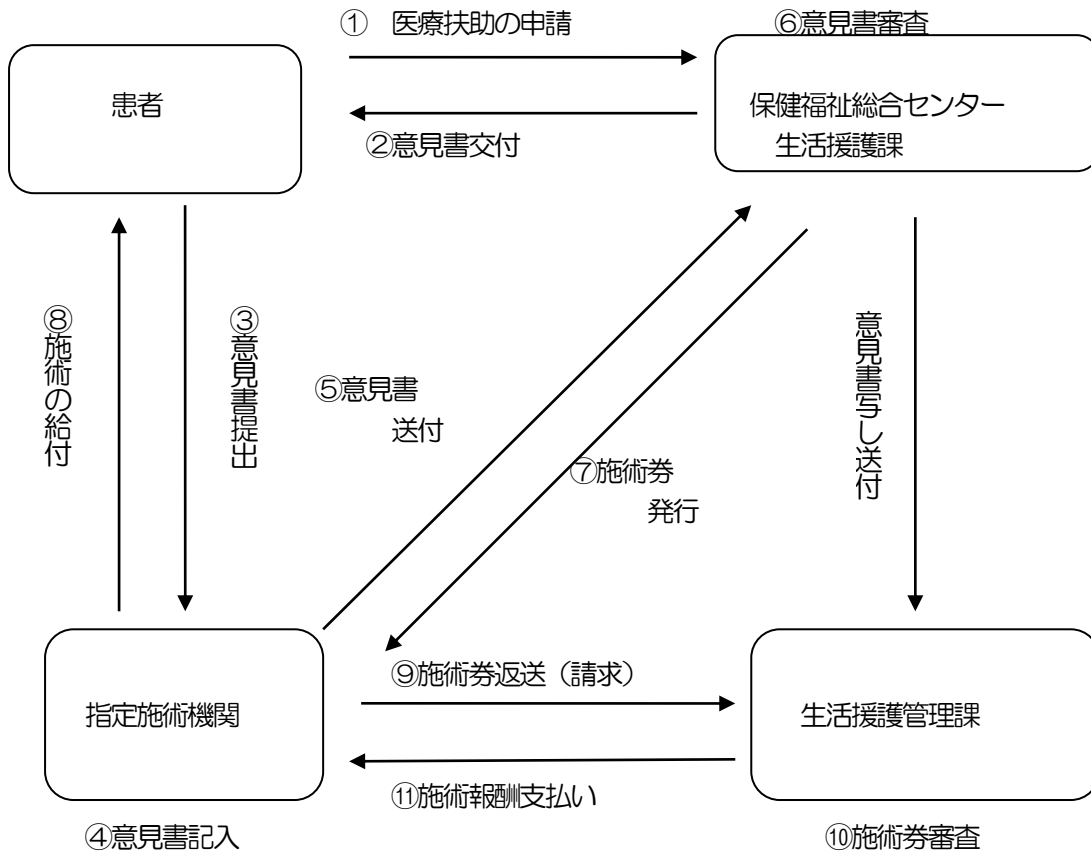
9 施術報酬の支払い

協定団体に所属する指定施術機関については、協定団体を通じて支払います。

また、協定団体に属さない指定施術機関については、指定された口座に直接支払います。施術報酬を初めて請求される場合や振込先口座の変更や銀行の統廃合等により支店や口座番号が変更となった場合は、口座振替依頼書により指定口座を届け出ていただく必要がありますので、生活援護管理課までご連絡ください。（口座振替依頼書を送付いたします。）

なお、請求内容に誤りや疑義がある場合は、確認のため一時支払いを保留したり、施術券を返戻することがあります。

10 医療扶助（施術）事務手続きの流れ



第4 施術機関の指定

〈柔道整復師、あんま・マッサージ師、はり・きゅう師〉

1 指定の事務手続

指定は、施術者ごとの指定となります。したがって、同一施術所に複数の施術者がいる場合、それぞれの指定申請が必要です（下記に記載のとおり、開設者と開設者でない施術者で申請、届出先が違うことにご留意ください）。

堺市内に所在する施術所の①開設者または②堺市内にお住いの開設者でない施術者が、新たに指定を受けるには、所定の指定申請書に必要事項を記載し、添付書類とともに、①開設者の場合は施術所の所在地、②堺市内にお住いの開設者でない施術者の場合は住所地を管轄する保健福祉総合センターを経由して市長（生活援護管理課）に提出してください。また、初めて指定を受けようとする場合のほか、指定施術機関が移転した場合等にも、改めて手続きをとる必要があります。（9ページ「6 指定施術機関の申請・届出を要する場合の手続きについて」参照。）

2 指定申請添付書類

指定を受けようとする場合は、指定申請書のほか下記の書類が必要です。

- ・指定を受けようとする施術の免許証の写し
- ・開設届又は変更届又は出張届の写し（指定申請する施術者が記載されているもの）

※同一施術所で複数の施術者が指定を受ける場合、指定申請書及び上記の書類についても各々ご提出をお願いします。

3 指定基準

前記の申請があった場合、次の基準により指定します。

生活保護法第55条第2項において準用する生活保護法第49条の2第2項各号（第1号、第4号ただし書き、第7号及び第9号を除く。）（欠格事由）のいずれにも該当せず、医療扶助に基づく施術等について理解を有していると認められるものについて指定を行います。

（欠格事由の例）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・指定施術機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の施術について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けた者であるとき。

4 指定年月日

指定年月日は、別段の申出がない限り市長が決定した日となりますが、指定施術者が付近に移転し同日付けで新旧施術機関を開設、廃止して患者が引き続き施術を受ける場合等、かつ第三者の権利関係に全く不利益を与えるおそれがない場合、「遡及願い」等の添付によって意思表示の行われた日まで遡及するものとし、その期間はおおむね3か月です。

5 指定の通知

市長は、施術機関を指定したときは申請者に指定通知書を交付するとともに、堺市公報もしくは堺市役所前の掲示場で告示します。

なお、変更届により変更処理を行った場合は、告示が必要な事項について告示及び通知しますが、告示が不要な事項については、変更処理後別途の通知は行いません。

6 指定施術機関の申請・届出を要する場合の手続きについて

下記のような場合は、保健福祉総合センターに各種申請書・届出書を提出してください。

(生活保護法第49条、第50条の2及び第51条、生活保護法施行規則第10条の8、第14条及び第15条)

①開設者の場合

届出を要する事項	指定申請	廃止届	変更届	添付書類	備考
・指定を受けるとき	○			① 免許証の写し ② 開設届又は出張届又は変更届の写し	※一人の施術者が開設者として施術し、なおかつ別の施術所で開設者でない施術者として施術を行う場合、それぞれ指定申請書と添付書類が必要。 ※これまでの施術所をやめて、新たに開設者となる場合は、これまでの施術所の廃止届も必要。 ※所属団体（本市との協定団体の場合のみ）の追加・変更・脱退の場合は、変更届の提出が必要。
・施術機関が業務を廃止したとき		○		—	すみやかに届け出てください。
・施術機関が移転したとき ・開設者の氏名の変更（名字の変更） ・施術所の名称の変更 ・施術所の所在地の住居表示・地番整理等による変更 ・所属団体の変更（本市との協定団体の場合のみ）			○	—	すみやかに届け出てください。
・業務を休止したとき		休止届		—	すみやかに届け出てください。
・休止した施術機関が業務を再開したとき		再開届		—	すみやかに届け出てください。
・生活保護法等による指定のみを辞退する場合（業務は継続）		辞退届		—	30日以上予告期間が必要。
・施術機関が他法による処分を受けたとき ※「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条第1項若しくは第11条第2項」「柔道整復師法第8条第1項若しくは第22条」に規定する処分			処分届		すみやかに届け出てください。

(注) 指定、変更、廃止等の申請・届出（以下「申請等」という。）が必要な場合は、すみやかに所在地を管轄する保健福祉総合センターへ申請等を行ってください。

②開設者でない施術者の場合

届出を要する事項	指定申請	廃止届	変更届	添付書類	備考
<ul style="list-style-type: none"> 指定を受けるとき 	○			<ul style="list-style-type: none"> ①免許証の写し ②開設届又は出張届又は変更届の写し 	<p>※同一施術所内で、施術者が変更となる場合は、指定登録のある市へ廃止届と施術者の住所地为管轄する市へ指定申請書・添付書類の提出が必要（既に堺市で指定登録がある場合、変更届にて対応いただける場合もありますので、お問い合わせください）。</p> <p>例） A 施術者⇒B 施術者に変更 A 施術者…廃止届 B 施術者…指定申請書</p> <p>※一人の施術者が複数の施術所で施術を行う場合、既に堺市で指定登録のある方については、施術所を追加する旨の変更届で対応可。堺市で指定登録のない方については、それぞれ指定申請書と添付書類が必要。</p> <p>※これまでの施術所をやめて、新たな施術所で施術を始めるときは、既に堺市で指定登録のある方については、退職する施術所と新たな施術所を記載した変更届で対応可。堺市で指定登録のない方については、退職する施術所の廃止届も指定登録のある市へ提出が必要。</p> <p>※所属団体（本市との協定団体の場合のみ）の追加・変更・脱退の場合は、変更届の提出が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 施術機関が業務を廃止したとき 		○		—	すみやかに届け出てください。
<ul style="list-style-type: none"> 転職したとき（既に堺市で指定登録のある方のみ） 施術機関が移転したとき 施術者の氏名の変更（名字の変更） 施術所の名称の変更 施術所の所在地の住居表示・地番整理等による変更 所属団体の変更（本市との協定団体の場合のみ） 			○	—	すみやかに届け出てください。
<ul style="list-style-type: none"> 業務を休止したとき 		休止届		—	すみやかに届け出てください。
<ul style="list-style-type: none"> 休止した施術機関が業務を再開したと 		再開届		—	すみやかに届け出てください。

き			
・生活保護法等による指定のみを辞退する場合（業務は継続）	辞退届	—	30日以上の予告期間が必要。
・施術機関が他法による処分を受けたとき ※「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条第1項若しくは第11条第2項」「柔道整復師法第8条第1項若しくは第22条」に規定する処分	処分届		すみやかに届け出てください。

（注）指定、変更、廃止等の申請等が必要な場合は、すみやかに住所地を管轄する保健福祉総合センターへ申請等を行ってください。

※様式については堺市ホームページからダウンロードしていただけます。

http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/seikatsuhogo/df_filename_290407141532754.html

第5 指定施術機関の義務

指定施術機関は、次の項目を守ってください。（法：生活保護法）

1 医療担当について

- (1) 保健福祉総合センター所長から委託を受けた患者について、懇切丁寧にその医療を担当すること。
(法第55条第2項において準用する法第50条第1項)
- (2) 指定医療機関医療担当規程に従うこと。
- (3) 施術報酬の請求にあたっては、療養費の支給基準を遵守すること。

2 施術報酬について

- (1) 患者について行った施術に対する報酬は、療養費の支給基準に基づき所定の請求手続きにより請求すること。
- (2) 施術内容及び施術報酬の請求について市長の審査を受けること。
- (3) 市長の行う施術報酬の額の決定に従うこと。

3 指導等について

- (1) 指定施術機関は、被保護者の施術について、厚生労働大臣又は市長の行う指導に従うこと。
(法第55条第2項において準用する法第50条第2項)
- (2) 市長は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定施術機関に対し必要と認める事項の報告等を命じ、出頭等を求めることができる。
(法第55条第2項において準用する法第54条第1項)
- (3) 市長は、当該職員に、関係者に対して質問させ、もしくは当該指定施術機関について実地に検査させることができる。
(法第55条第2項において準用する法第54条第1項)

4 届出について

指定施術機関は、名称その他の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、10日以内に届け出なければならない。また、辞退するときは、30日以上予告期間を設けて届出をしなければならない。届出は所定の用紙に必要事項を記載し、①開設者にあつては当該施術機関の所在地を管轄する保健福祉総合センターに、②開設者でない施術者にあつては住所地を管轄する保健福祉総合センターに提出すること。

(法第55条第2項において準用する法第50条の2、第51条、法施行規則第14条及び第15条)

5 標示について

指定施術機関は、その業務を行う場合の見やすい箇所に標示（縦12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に生活保護法指定（医）と標示する。）を掲示すること。

(法施行規則第13条)

第6 指定施術機関に対する指導及び検査

1 指導について

(1) 目的

指定施術機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による施術の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

(2) 指導の形態

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種とします。

ア 一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により実施します。

イ 個別指導

個別指導は、指導の対象となる指定施術機関において個別に面接懇談方式により行います。ただし、必要に応じ、指定施術機関（施術者）に一定の場所へ参集していただいで行う場合があります。

(3) 指導対象の選定

指導は全ての指定施術機関を対象としますが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じた次の基準を参考にして対象となる施術機関を選定します。

ア 一般指導

原則として、全ての指定施術機関としますが、周知徹底を図る内容に応じ、一部の指定施術機関を選定して行う場合があります。

イ 個別指導

次に掲げる事項について、個別に内容審査をした上で、指定施術機関を選定します。

- a 実施機関、被保護者等から施術内容又は施術報酬の請求その他医療扶助の実施に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた指定施術機関
- b 個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定施術機関又は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定施術機関
- c 検査の結果、一定期間経過後に個別指導が必要と認められた指定施術機関
- d その他、特に個別指導が必要と認められる指定施術機関

(4) 指導方法等

ア 一般指導

(ア) 指導方法

周知徹底を図る内容に応じて、以下の方法等により行います。

- a 講習会方式による講習・講演
- b 全ての指定施術機関に対する広報及び関係機関、関係団体等を通じた周知
- c 新規指定施術機関に対する制度理解のための文書配布

イ 個別指導

(ア) 実施通知

指導対象となる指定施術機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定施術機関に通知します。

- a 個別指導の目的
- b 個別指導の日時及び場所
- c 出席者
- d 準備すべき書類等

(イ) 指導方法

個別指導は、被保護者の施術の給付に関する事務及び診療状況等について施術録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式で行います。なお、個別指導を行う前に、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果を基に当該指定施術機関の指導を行います。

(ウ) 指導後の措置等

a 再指導

個別指導において、適正を欠く取扱いが疑われ、再度指導を行わなければ改善の要否が判断できない場合には、当該指定施術機関に再指導を行います。なお、この場合、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果をもとに当該指定施術機関の再指導を行います。

b 要検査

個別指導の結果、検査に該当すると判断した場合には、後日、速やかに検査を行います。なお、指導中に施術内容又は施術報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行うことがあります。

c 指導結果の通知等

個別指導の結果、改善を要する事項が認められた場合又は施術報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨の通知を行います。

d 報告書の提出

文書で通知した事項については、文書により報告を求めています。

2 検査について

検査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとします。

- ア 施術内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- イ 施術報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ウ 度重なる個別指導によっても施術内容又は施術報酬の請求に改善が見られないとき。
- エ 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

第7 関係法令条文

1 生活保護法（抜粋）

昭和25年5月4日法律第144号
改正 令和3年6月11日法律第66号

（医療扶助）

第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（報告、調査及び検診）

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3 第1項の規定によつて立入検査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

（医療扶助の方法）

第34条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第2項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、

第55条第1項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第2項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(医療機関の指定)

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第49条の3 第49条の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第68条第2項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定医療機関の義務）

第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

第50条の2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

第51条 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する

法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

「定めるところ」=昭和34厚告125(生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬)

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第54条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第49条の2第1項、第2項(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条(第2項第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。)及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第4号中「者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)」とあるのは「者」と、同条第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「医療機関(以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第50条の2中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」

と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第1号から第3号まで及び第5号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第6号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第7号から第9号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第54条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（医療保護施設への準用）

第55条の2 第52条及び第53条の規定は、医療保護施設について準用する。

（告示）

第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。
- 二 第50条の2（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第51条第1項（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第51条第2項（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

※本法及び施行規則中「都道府県知事」とあるのは「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」と読み替える。

2 生活保護法施行規則（抜粋）

昭和25年5月20日 厚生省令第21号
改正 令和元年9月13日厚生労働省令第46号

（指定医療機関の指定の申請）

第10条 法第49条の2第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第6項の規定により申請を行う場合にあっては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
- 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名
- 三 病院又は診療所にあっては保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあっては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨
- 四 法第49条の2第2項第2号から第9号まで（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第5項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項、第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する旨（以下「誓約事項」という。）
- 五 その他必要な事項

2 法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第4条各号に掲げるもの（以下「指定訪問看護事業者等」という。）を含む。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第6項の規定により申請を行う場合にあっては、第7号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等にあっては、当該指定に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあっては、その名称及び所在地
- 二 指定訪問看護事業者等にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 病院若しくは診療所又は薬局にあっては、その開設者の氏名
- 四 指定訪問看護事業者等にあっては、その開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 五 病院若しくは診療所又は薬局にあっては、その管理者の氏名
- 六 指定訪問看護事業者等にあっては、その管理者の氏名、生年月日及び住所
- 七 病院又は診療所にあっては保険医療機関である旨、薬局にあっては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあっては指定訪問看護事業者等である旨
- 八 誓約事項
- 九 その他必要な事項

3 法第49条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣による指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第1項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

4 法第49条の3第1項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（指定訪問看護事業者等を除く。）は、第2項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)

第10条の8 法第55条第2項において準用する第49条の2第1項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下「施術者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)
- 二 誓約事項
- 三 その他必要な事項

2 前項の申請書には免許証の写しを添付しなければならない。

(保護の実施機関の意見聴取)

第11条 法第49条、第54条の2第1項若しくは第55条第1項又は第49条の3第1項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の更新をするに当たつては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地(指定訪問看護事業者等にあつては第10条第2項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第10条の6第2項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地)の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(同条第1号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

(標示)

第13条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場合の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第14条 法第50条の2(法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(指定訪問看護事業者等を含む。)又は薬局にあつては第10条第2項各号(第8号を除く。)に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第10条の6第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機

関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項(次項第1号において「届出事項」という。)とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
- 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 前項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事への届出(指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。)は、同時に保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする場合には、当該届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出に係る書面に併記して行うものとする。

4 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

第14条の2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第2号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第15条 法第51条第1項(法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による地方厚生局長又は都道府県知事への届出(指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。)は、同時に健康保険法第79条第1項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を辞退しようとする場合には、当該辞退の申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第10条第1項の規定による申出に係る書面に併記して行うものとする。

(辞退等に関する告示)

第16条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第3号及び第4号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(情報の提供の求め)

第16条の2 都道府県知事は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、法第49条の指定、法第49条の3第1項の指定の更新又は法第51条第2項の指定の取消し若しくは効力の停止を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

(診療報酬の請求及び支払)

第17条 都道府県知事が法第53条第1項(法第55条の2において準用する場合を含む。)の規定により医

療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

- 2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

3 指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日 厚生省告示第222号

改正 平成30年 厚生労働省告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

（指定医療機関の義務）

第1条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めるときは、速やかに、患者が所定の手続きをすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

（後発医薬品）

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認められた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

（証明書等の交付）

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

（診療録）

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければ

ばならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

第8 関係機関一覧

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
堺市健康福祉局生活福祉部 生活援護管理課	堺市堺区南瓦町3-1	590-0078	072-228-7412
堺市堺保健福祉総合センター(堺区役所内)	堺市堺区南瓦町3-1	590-0078	072-228-7498
堺市中保健福祉総合センター(中区役所内)	堺市中区深井沢町2470-7	599-8236	072-270-8191
堺市東保健福祉総合センター(東区役所内)	堺市東区日置荘原寺町195-1	599-8112	072-287-8110
堺市西保健福祉総合センター(西区役所内)	堺市西区鳳東町6-600	593-8324	072-275-1911
堺市南保健福祉総合センター(南区役所内)	堺市南区桃山台1-1-1	590-0141	072-290-1810
堺市北保健福祉総合センター(北区役所内)	堺市北区新金岡町5-1-4	591-8021	072-258-6751
堺市美原保健福祉総合センター(美原区役所内)	堺市美原区黒山167-1	587-8585	072-363-9315